

別紙

諮問第919号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「私に係る〇年〇月に指導力不足教員に不当に認定され、〇年に不適格の判定により自主退職を余儀なくされた際の文書」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都教育委員会（以下「都教委」という。）が「〇〇第〇号『〇年度 指導力不足等教員の認定等について』」及び「〇〇第〇号『〇年度 指導が不適切である教員の指導の改善の程度に関する認定等について』」を対象保有個人情報として特定し、令和3年4月30日付けで行った本件一部開示決定に対し、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定は適正に行われたものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和3年7月9日に審査会へ諮問された。

審査会は、同年10月18日に実施機関から理由説明書を収受し、令和4年10月31日（第229回第一部会）から同年11月29日（第230回第一部会）まで、2回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書及び反論書

における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

#### ア 実施機関の事務事業について

##### (ア) 指導力不足等教員の認定について

指導力不足等教員の取扱いに関する規則（平成14年教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）2条2項は、「指導力不足等教員」とは、「指導が不適切である教員」及び「指導に課題がある教員」と規定している。そして、「指導が不適切である教員」及び「指導に課題がある教員」とは、精神疾患その他の疾病以外の理由により、「教科に関する専門的知識、技術等が不足しているため、児童等に対する学習指導を適切に行うことができない者」、「指導方法が不適切であるため、児童等に対する学習指導を適切に行うことができない者」等に該当し、学校において日常的に児童等への指導等を行わせることに支障がある教員としてそれぞれ教育委員会に認定された者をいうとされている（規則2条3項及び4項並びに3条及び4条）。

都教委は、当該認定の手續等に必要な事項として、指導が不適切である教員及び指導に課題がある教員の認定手續等に関する要綱（平成14年2月21日教育長決定）を定め、これにより運用を行っている。同要綱では、都立学校及び区市町村立学校の教員について、それぞれが勤務する学校の校長が、都立学校の場合は学校経営支援センターを経由して、また、区市町村立学校の場合は区市町村教育委員会を経由して、都教委宛てに申請を行うこととされている。

申請を受けた都教委は、授業参観や教員本人からの意見聴取などの所定の手續を行った後、教育庁人事部、指導部及び東京都教職員研修センター（以下「研修センター」という。）の関係部課長等で構成される、指導が不適切である教員及び指導に課題がある教員の認定等に係る判定会（以下「判定会」という。）の意見を踏まえ、「指導が不適切である教員」又は「指導に課題がある教員」の認定を行っている。

##### (イ) 判定会について

判定会は、指導が不適切である教員及び指導に課題がある教員の認定等に係

る判定会設置要領（平成14年2月21日13教人職第1298号。以下「要領」という。）により設置され、教育庁人事部長、教育庁人事企画担当部長、研修センター研修部長等の関係部課長等の職にある者で構成される。判定会では、都教委からの諮問に基づき、指導が不適切である教員及び指導に課題がある教員の認定及び研修の受講等について審議し、その結果を報告することとされている。

また、要領第4では、判定会の開催に当たりあらかじめ、児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び東京都の区域内に居住する保護者である者から、指導力不足等教員の認定等に関する意見を聴取することを義務付けている。

#### （ウ）指導力向上研修及び指導改善研修について

指導に課題があると認定された教員は、指導力不足教員指導向上研修実施要綱（平成22年4月1日教育長決定）に基づき、研修センターが実施する指導向上研修を受講することとされている。

また、指導が不適切であると認定された教員は、指導力不足教員指導改善研修実施要綱（平成12年11月1日教育長決定）に基づき、研修センターが実施する指導改善研修を受講することとされている。

研修センターは、指導向上研修又は指導改善研修の結果について評価を行い、指導向上研修に関しては教育庁人事部長に対して、指導改善研修に関しては教員が所属する学校の校長及び教育庁人事部長に対して、それぞれ評価結果を通知することとされている。

#### （エ）指導の改善の程度に関する認定について

規則7条1項は、都教委は、指導が不適切であると認定した教員について、指導の改善の程度に関する認定を行った上で、指導が不適切である教員の認定解除、指導改善研修の期間延長、研修等必要な措置が講じられたとしてもなお児童等に対する指導を適切に行うことができないとの認定等を決定する旨規定している。同条2項は、この決定に当たりあらかじめ、指導が不適切である教員の認定の解除等に関する審査委員会（以下「審査委員会」という。）の意見を聴かなければならない旨規定している。

(オ) 審査委員会について

審査委員会は、規則 9 条により設置され、指導が不適切である教員の認定の解除等に関する審査委員会設置要綱（平成14年 2 月 21 日教育長決定。以下「審査委員会設置要綱」という。）により、都教委からの諮問に基づき、指導が不適切である教員の認定の解除等の事項について審議し、その結果を報告することとされている。審査委員会は、教育庁次長、教育庁総務部長、教育庁指導部長、教育庁人事部長の職にある者に加え、児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び東京都の区域内に居住する保護者である者で構成される。

イ 本件非開示情報の非開示妥当性について

前記アを踏まえ、実施機関が本件一部開示決定において非開示とした、別表に掲げる本件非開示情報 1 から 3 までの非開示妥当性について、以下のとおり検討する。

(ア) 本件非開示情報 1 について

本件非開示情報 1 は、指導力不足等教員の認定及び研修期間に係る決定文書内の、都教委の諮問における認定案及び研修期間案、並びに判定会の報告における認定、研修期間及び審議結果である。

理由説明書によると、これら諮問及び報告の内容は最終決定ではなく、このような決定過程における情報を開示した場合、指導力不足等教員の認定等に係る決定過程が明らかとなり、指導力不足等教員の措置に係る事務の遂行に支障を及ぼすとのことである。これに関し、発生し得る具体的な事務支障について、審査会が事務局職員をして実施機関に聴取させたところ、自身への決定措置がどの段階で提示されたかが判明すると、不満を持った本人が、詳細や理由を問いただすなどの働き掛けを行うおそれがあり、そうした反応を懸念した都教委や判定会が率直な意見表明を躊躇することで、適正な認定に支障を来すおそれが想定される、とのことであった。

審査会が検討したところ、指導力不足等教員の認定及び研修の受講等については、教員本人による働き掛け等外部からの影響を受けることなく、率直で忌憚のない意見交換や具体的かつ本質的な議論により判断がなされるべきもので

ある。開示が前提となると、決定内容に不満を持った該当教員から都教委や判定会に対して、過剰な働き掛けや必要以上の干渉が行われるおそれが認められ、そうした影響を懸念した都教委や判定会において率直な意見表明や本質的な議論が阻害されるなど、事務の遂行に支障を来すことが認められる。また、本件のような指導力不足等教員への認定等の決定は、性質として能力開発の促進という面を有する一方、分限免職に繋がる可能性のある、身分取扱いに係る重大な判断であることから、開示による前記の支障は首肯できるものである。

したがって、本件非開示情報1は、条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

#### (イ) 本件非開示情報2について

本件非開示情報2は、指導が不適切である教員の指導の改善の程度に関する認定に係る決定文書内の、都教委の諮問における認定案及び審査委員会の報告における認定である。

理由説明書によると、これら諮問及び報告の内容は最終決定ではなく、このような決定過程における情報を開示した場合、指導力不足等教員の認定の解除等に係る決定過程が明らかとなり、指導力不足等教員の措置に係る事務の遂行に支障を及ぼすとのことである。これに関し、発生し得る具体的な事務支障について、審査会が事務局職員をして実施機関に聴取させたところ、自身への決定内容がどの段階で提示されたかが判明すると、不満を持った本人が、詳細や理由を問いただすなどの働き掛けを行うおそれがあり、そうした反応を懸念した都教委や審査委員会が率直な意見表明を躊躇することで、適正な認定等に支障を来すおそれが想定される、とのことであった。

審査会が検討したところ、指導力不足等教員の認定及び研修の受講等については、教員本人による働き掛け等外部からの影響を受けることなく、率直で忌憚のない意見交換や具体的かつ本質的な議論により判断がなされるべきものである。開示が前提となると、決定内容に不満を持った該当教員から都教委や審査委員会に対して、過剰な働き掛けや必要以上の干渉が行われるおそれが認められ、そうした影響を懸念した都教委や審査委員会において率直な意見表明や本質的な議論が阻害されるなど、事務の遂行に支障を来すことが認められる。

審査委員会設置要綱第8によると、会議は非公開とすることが規定されており、開催に当たり、会議の機密性を前提としていることが読み取れる。また、本件のような指導力不足等教員への認定等の決定は、性質として能力開発の促進という面を有する一方、分限免職に繋がる可能性のある、身分取扱いに係る重大な判断であることから、開示による前記の支障は首肯できるものである。

したがって、本件非開示情報2は、条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報3について

本件非開示情報3は、指導が不適切である教員の指導の改善の程度に関する認定に係る決定文書内の、都教委の諮問における評定案、審査委員会の報告における評定及び決定における評定である。

理由説明書によると、開示が前提となると、今後、教育委員会、校長、副校長等が率直な意見や評価を記入することができなくなるおそれがあり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすとのことである。

審査会が見分したところ、本件非開示情報3は、研修を受講した該当教員に対し、複数の項目について段階評価が行われたもので、これを基に、該当教員の処遇が決定されている。当該評価は教員の認定の決定に直接影響するものであり、率直な意見や判断に基づいて認定されることが不可欠であるところ、被評価者からの反応を懸念して適切な評価が行われなくなることは、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすと認められる。また、本件のような指導力不足等教員への認定の決定は、性質として能力開発の促進という面を有する一方、分限免職に繋がる可能性のある、身分取扱いに係る重大な判断であることから、開示による前記の支障は首肯できるものである。

したがって、本件非開示情報3は、条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子

別表

対象保有個人情報	非開示箇所			本件非開示 情報	
○年○月○日付○○第○号「○ 年度 指導力不足教員の認定等 について」	— (報告)	○○第○号	「○年度 指導力不足等教員の認定等 (案) 審議結果一覧表」	「認定 (案)」、 「研修期間 (案)」 欄	1
				「審議結果」欄	1
	— (諮問)	○○第○号	「○年度 指導力不足等教員の認定等 (案)」	「認定 (案)」、 「研修期間 (案)」 欄	1
	別紙1 (決定案)	別紙2 (報告)	「○年度 指導が不適切である教員の指導の改善の程度に 関する認定等について」	「評定」欄	3
「○年度 指導が不適切である教員の 指導の改善の程度に関する認定等につ いて 審議結果一覧表」			認定等の案	2	
			「評定」欄	3	
「○年度 指導が不適切である教員の 指導の改善の程度に関する認定等につ いて (案)」			認定等の案	2	
— (諮問)			「評定」欄	3	